

自動車損害賠償責任保険料一覧表

本土用

※平成29年4月1日以降保険始期の契約に適用

(単位：円)

車 種		保 険 期 間						
		37ヶ月 契約	36ヶ月 契約	25ヶ月 契約	24ヶ月 契約	13ヶ月 契約	12ヶ月 契約	
自家用乗用自動車		36,780	35,950	26,680	25,830	16,380	15,520	
軽自動車（検査対象車）		35,610	34,820	25,880	25,070	15,960	15,130	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用			44,760	43,220	25,870	24,290	
	自家用			30,460	29,470	18,360	17,350	
普通貨物自動車及び けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量 2トン超		76,180	73,410	42,360	39,540	
		最大積載量 2トン以下		52,210	50,370	29,780	27,900	
	自家用	最大積載量 2トン超		53,890	51,990	30,660	28,720	
		最大積載量 2トン以下		44,100	42,580	25,520	23,970	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用					56,220	52,350	
	自家用					16,220	15,370	
営業用乗用自動車	A					138,950	128,840	
	B					110,210	102,260	
	C					83,640	77,700	
	D					48,780	45,480	
大型特殊自動車及び小型特殊自動車				10,920	10,690	8,100	7,870	
緊急自動車		10,450	10,310	8,720	8,570	6,950	6,800	
特種自動車	霊きゆう自動車			9,550	9,370	7,380	7,200	
	教習用自動車			9,550	9,370	7,380	7,200	
	三輪以上の自動車 （軽自動車除く）				31,230	30,210	18,760	17,720
	小型二輪自動車		20,540	20,140	15,600	15,190	10,560	10,140
	軽自動車	検査対象車			15,600	15,190	10,560	10,140
検査対象外車			20,100		15,170		10,140	
被けん引自動車 （被けん引軽自動車を除く）				5,010	5,010	5,000	5,000	
被けん引軽自動車	検査対象車			5,010	5,010	5,000	5,000	
	検査対象外車		5,090		5,060		5,040	

車 種	保 険 期 間						
	60ヶ月 契約	48ヶ月 契約	36ヶ月 契約	25ヶ月 契約	24ヶ月 契約	13ヶ月 契約	12ヶ月 契約
小型二輪 （250cc超）			14,690	11,780	11,520	8,560	8,290
軽二輪 （125cc超～250cc以下）	22,510	19,140	15,720		12,220		8,650
原付（125cc以下）	16,990	14,690	12,340		9,950		7,500

車 種	保 険 期 間							
	6ヶ月 契約	5ヶ月 契約	4ヶ月 契約	3ヶ月 契約	2ヶ月 契約	1ヶ月 契約	5日 契約	
商品自動車	三輪以上の自動車		8,660	8,050	7,440	6,830	6,210	5,600
	小型二輪自動車		6,360	6,130	5,900	5,680	5,450	5,220
	軽自動車	検査対象車	6,360	6,130	5,900	5,680	5,450	5,220
		検査対象外車	6,370	6,140	5,910	5,690	5,460	5,240

※営業用乗用自動車のA、B、CおよびDの車種区分

営業用乗用自動車の車種欄においてA、B、CおよびDは、それぞれ次の区分による車種を表すものとする。

ただし、離島を使用の本拠とする営業用乗用車は、離島の保険料を適用する。

A	東京都の特別区、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市および川崎市に使用の本拠を有するタクシーならびに札幌市、北九州市および福岡市に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（個人タクシーを除く）
B	北海道（札幌市を除く）、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（特別区のタクシーならびに特別区、武蔵野市および三鷹市のハイヤーを除く）、神奈川県（横浜市のタクシーおよびハイヤー、川崎市のタクシーおよびハイヤーを除く）、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県（名古屋市のタクシーおよびハイヤーを除く）、三重県、滋賀県、京都府（京都市のタクシーおよびハイヤーを除く）、大阪府（大阪市のタクシー、大阪府域のハイヤーを除く）、兵庫県（神戸市のタクシー、神戸市域のハイヤーを除く）、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県（北九州市、福岡市を除く）、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県および鹿児島県に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（個人タクシーを除く）
C	東京都の特別区、武蔵野市、三鷹市、大阪府域、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市域および川崎市に使用の本拠を有するハイヤー
D	個人タクシー